

田舎館村ソーシャルメディア運用方針

田舎館村では、村民等への情報提供の円滑化と充実化を図るため、ソーシャルメディアのアカウントを取得して情報発信を行っています。ソーシャルメディアを活用した情報発信を行うにあたり、必要な基本事項を次のとおり定めます。

1 アカウント情報

アカウント名：田んぼアートの村いなかだて

管理者：田舎館村企画観光課長

・ Facebook

URL <https://www.facebook.com/inakadatevillage>

2 運用管理

2-1 発信内容

発信内容は、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 田舎館村に関する行事等の情報
- (2) 田舎館村民や団体等に関わる行事等の情報
- (3) 村政に関わる情報
- (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める情報

2-2 投稿への返信について

- (1) 田舎館村が取得したソーシャルメディア公式アカウント（以下、村公式アカウント）ページへのメッセージ等に対し、個別の回答は原則として行いません。ただし、管理者が認める場合はこの限りではありません
- (2) ご意見やご質問は、田舎館村公式 Web サイト内「お問い合わせフォーム」をご利用ください

2-3 投稿への禁止行為、削除等について

次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合には、利用者に予告することなく投稿の削除またはアカウントのブロック等、必要な措置を行うことがあります。

- (1) 機密情報または個人情報の投稿、及び、個人が特定される恐れがある場合
- (2) 法律、法令等に違反する場合、又は、違反する恐れのある場合
- (3) 暴言、卑猥な表現等、公序良俗に反する場合
- (4) 犯罪を助長、誘発する恐れがある場合
- (5) 名誉毀損、プライバシー権、肖像権、特許権、意匠権、商標権など第三者の権利を侵害し、又は、第三者に不利益を与える恐れのある場合
- (6) 人種、思想、信条等の差別、又は、差別を助長させる場合
- (7) 噂の伝播、不快な表現、第三者を誹謗中傷する表現が認められる場合

- (8) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とする内容
- (9) 虚偽の内容の投稿、又は、著しく事実と異なる内容を投稿している場合
- (10) 他の利用者、第三者へのなりすましをしている場合
- (11) ソーシャルメディアの利用規約に反する場合
- (12) 有害なプログラムなどを含む場合
- (13) 前各号に掲げるもののほか、運営上、管理者が不相当と判断した場合

3 知的財産権について

- (1) 村公式アカウントページに掲載している個々の情報(文章、写真、イラストなど)に関する著作権は、原則として田舎館村又は、原作者にあることとします。これらの情報は、「私的使用のための複製」や「引用」などの著作権法上認められた場合を除き、無断で転用、及び、引用することはできません。ただし、村公式アカウントページ上で「シェア」等の機能を使用し、掲載することはできることとします。
- (2) 利用者の投稿に係る知的財産権は、当該投稿をしたことをもって、その利用者は田舎館村に対して当該知的財産を、全世界に、無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、著作権等の権利を行使しないことに同意したものとします。

4 免責事項

村公式アカウントページへの情報掲載については細心の注意を払い行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。村公式アカウントページを閲覧、及び、利用することで生じた次の直接、間接的な損害について、田舎館村は一切責任を負わないものとします。

- (1) 利用者が、村公式アカウントページの情報を利用したこと、又は、利用できなかったことにより被った損害
- (2) 村公式アカウントページに関連して生じた利用者間の問題、又は、それにより被った損害
- (3) 村公式アカウントページに関連して生じた利用者と第三者との間の問題、又は、それにより被った損害

5 運用方針の変更について

本運用方針は、事前の予告なく変更することができるものとします。